

21 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業

【12,768(0)百万円】

対策のポイント

戸別所得補償制度による食料自給率の向上に向けた生産拡大を実現するために、制度導入初年度（平成23年度）における緊急対策として、麦、大豆、新規需要米等に係る体制整備や共同利用施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・戸別所得補償制度の導入に伴い、大幅な生産の拡大が見込まれる戦略作物（麦、大豆、新規需要米、そば、なたね）等については、その拡大に見合った産地の生産体制（収穫、乾燥、調製、保管等）が必要です。
- ・その際、畑作物については、北海道では豆類、春播き小麦（パン・中華めん用）等を導入した4輪作体系等の確立、都府県では豆類、そば等を適切に組み合わせた輪作体系の構築が不可欠です。
- ・また、新規需要米については、主食用米への米粉用米・飼料用米の混入を防ぐ分別管理体制の確立や、主食用米の機械体系では対応しきれないWCS（稲発酵粗飼料）等の生産体制の整備が喫緊の課題です。

政策目標

事業実施地区における生産力増加効果 約270億円

<主な内容>

1. 畑作物輪作体系適正化緊急対策

持続的な畑作物輪作体系の構築に向け、新たに大豆、春播き小麦（パン・中華めん用）、そば、なたね等の作物を導入する、又は作付拡大する際に産地において必要となる

- ① 技術習得、リース方式による機械の導入や改良等（推進事業）
 - ② 乾燥調製施設、製粉施設、搾油施設等の整備（整備事業）
- を支援します。

2. 新規需要米生産拡大緊急対策

戸別所得補償制度の導入により、新規需要米の生産を新たに拡大する地域のうち、専用品種の導入等により主食用米とは異なる施設や機械等の整備が必要となる産地における

- ① WCSの専用機械（ロールベアラー、ベールラッパー等）等のリース方式による導入（推進事業）
 - ② 米粉用米・飼料用米の乾燥施設、貯蔵施設等の整備（整備事業）
- を支援します。

補助率：推進事業（1の①及び2の①）	定額
整備事業（1の②及び2の②）	1／2以内
事業実施主体：生産者団体等	

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945（直））]